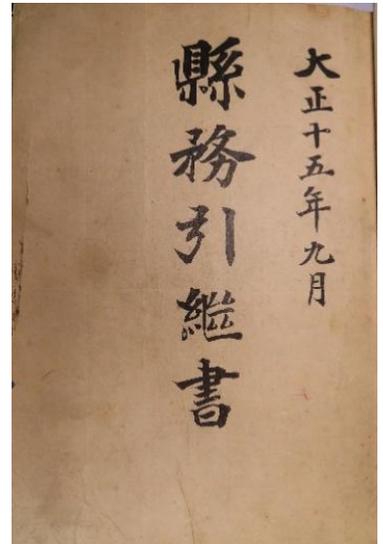


「昭和」の初めの県民の暮らしは… ～公文書に見る100年前の宮崎県～

はじめに

令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から起算して満100年を迎える節目の年であることから、大正15年9月に作成された「県務引継書」（簿冊番号：2307）から、100年前の宮崎県の概況や当時の人々の生活の様子的一端を紹介します。「県務引継書」とは、知事が交代する時に、本県の実情や課題を集約して引き継ぐための文書です。本センターには明治20年から昭和54年までの80冊が収蔵されています。



今回紹介する引継書は、第19代知事の時永浦三（大正14年9月16日～大正15年9月28日）から、第20代知事の加勢清雄（大正15年9月28日～昭和2年5月17日）への申し送り事項が記されているものです。

【写真1】表紙

なお、明治16年の初代知事から昭和22年の35代知事までは官選知事*でしたので、時永知事、加勢知事の両名も政府から派遣された知事でした。

* 地方自治法が成立した1947年以前は、内務省を中心として、中央官庁から派遣された人物が知事として就任していました。

以下、興味深い8項目を取り上げて、原文を直訳して紹介します。

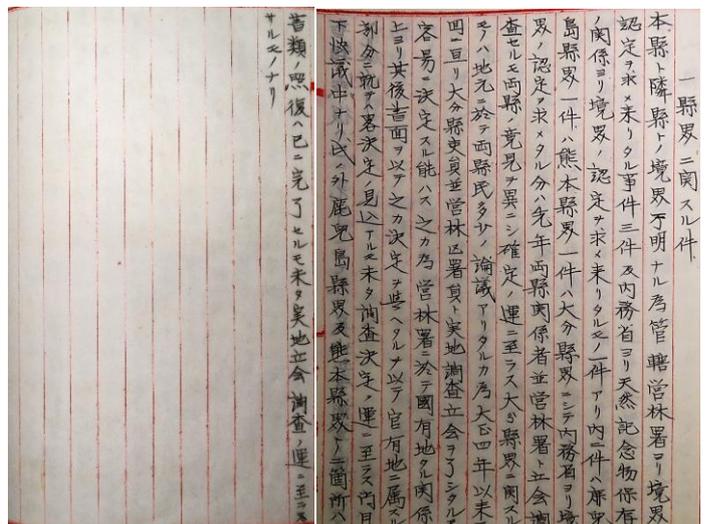
1 県境がはっきりしない…?

「縣界ニ関スル件」（庶務課所管事務）

本県と隣県（鹿児島県、熊本県、大分県）との境界が不明であるため、管轄の営林署や内務省から境界の認定を求められています。

大分県との県境については、両県の関係者と営林署員で立会調査をしているものの双方の意見が異なり、確定には至っていません。

鹿児島県、熊本県との県境については、書類関係の回答は終えているものの実地の立会調査がまだ実施されていない状況です。



* 県境問題については、これ以後の県務引継書にも未解決事項として引き継がれています。

現在もまだはっきり確定していない「境界未定地域」が存在しています。

【写真2】縣界ニ関スル件

2 今も昔も財政は厳しい…

「縣財政ニ関スル件」(庶務課所管事務)

本県の財政は、大正12年までは毎年増加傾向にありましたが、大正13年度以後は、県民の負担を一定限度に抑えるようにしています。

しかし、翌年度は、都城中学校の建設費用や中等学校の学級増による負担、平底鹿狩戸間(西臼杵郡日之影町七折地内)の県道補修の負担などで予算編成は容易ではないと思われます。

さらに、大淀川改修問題や細島港修築など、将来的に相当な金額が必要になると思われる事案もあるので、この点については特に留意しておく必要があります。

【写真3】 縣財政ニ関スル件



3 現在、2市96ヶ町村なり!

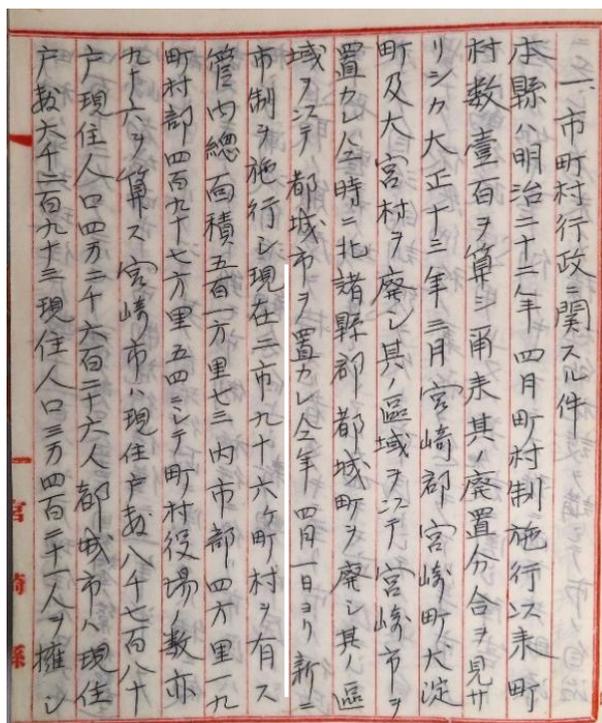
「市町村行政ニ関スル件」(地方課所管事務)

大正13年4月1日より、宮崎市(宮崎郡宮崎町、大淀町、大宮村)と都城市(北諸県郡都城町)が市制を施行しています。宮崎市は、戸数8,780戸、人口42,626人、都城市は、戸数6,293戸、人口30,421人、町村は平均で戸数1,287戸、人口6,413人となっています。(大正14年国勢調査の結果から)

また、市制の施行により、市民の自治に対する意識が向上して、新興の市民として進取の態度をもつ者が多い反面、自治的訓練を欠き、納税の義務を怠る者もいるなど、市の自治的行政の運用の障害となる事例もあります。特に、両市とも財源に乏しいため、施設を建設して自治の発達を企図する機運には達せず、税収入以外に市営電気事業のような恒久的財源の捻出に相当苦慮しています。

その他の町村行政については、政治上の功績もみられ、自治の進展が見られるものの、未だ全体的には自治の発達は遅れています。

県は、市町村と協力して自治に関する講習会を開催したり各地に中堅青年団員を集めて自治講習会を開催したりするなど、地方自治制度の理解を図り、諸法律の改正や附属の規定の公布に伴い、その趣旨の普及を図るために努力しているところです。



【写真4】 市町村行政ニ関スル件

4 県内の鉄道の状況は？

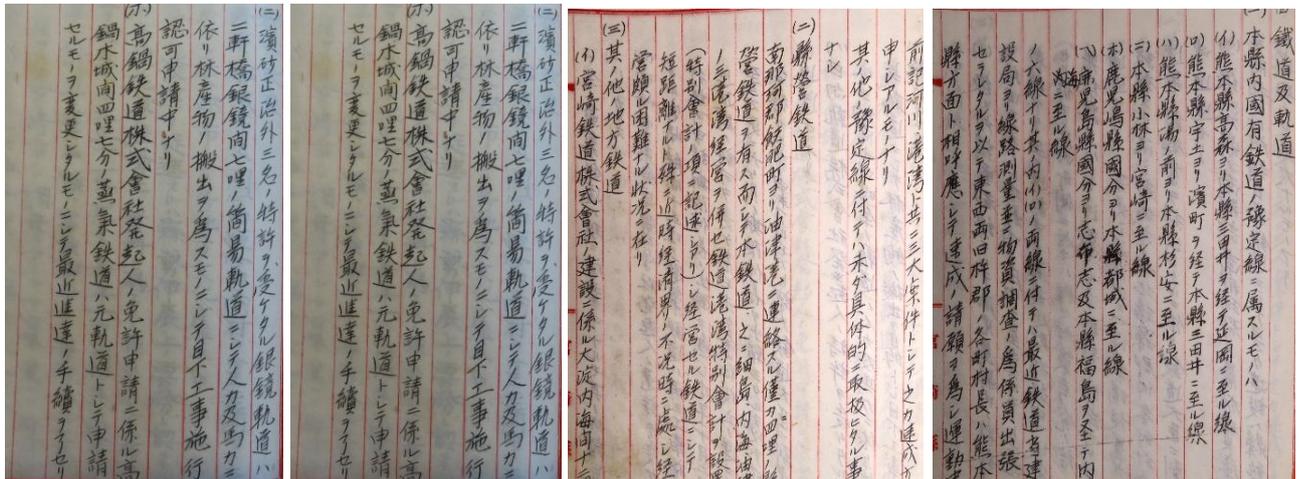
「鐵道及軌道」（土木課所管事務）

(1) 県内の国有鉄道の予定線に属するもの

- 熊本県高森より本県三田井を経て延岡に至る線
- 熊本県宇土より濱町を経て本県三田井に至る線
- 熊本県湯ノ前より本県杉安に至る線
- 本県小林より宮崎に至る線
- 鹿児島県国分より本県都城に至る線
- 鹿児島県国分より志布志及び本県福島を経て内海に至る線

※ 上記の路線が挙げられており、それぞれの路線についての取組や進捗状況が記されています。

※ 現在の県内におけるJR鉄道路線は、「吉都線」（都城～小林～吉松）、「日豊本線」（小倉～宮崎～都城～国分～鹿児島）、「宮崎空港線」（宮崎～田吉～宮崎空港）、「日南線」（南宮崎～内海～福島～志布志）、「肥薩線」（八代～人吉～真幸～吉松～隼人）です。



【写真5】鐵道及軌道

(2) 県営鉄道の状況

南那珂郡飫肥町から油津港につながる短距離の鉄道については、不況時でもあり、経営は困難な状況にあります。

(3) その他の地方鉄道の状況

- 宮崎鐵道株式会社～大淀内海間の蒸気鐵道は営業中ですが、業績は思わしくありません。

※ 詳細は、「歴史資料に見る宮崎No.3」に記載してあります。

- 宮崎電氣鐵道株式会社～宮崎綾間の電氣鐵道は会社設立に至っていません。

※ 大正11年に鐵道省からの鐵道敷設免許状は下付されていましたが、昭和4年に工事着手するものの、經濟の不況や自動車交通の發達などにより、昭和10年に企業廢止・会社解散となりました。（19938「宮崎綾線付換道路（宮崎電氣鐵道会社）」、105490「土木關係特別調（鐵道軌道）」）

○ 日向軌道株式会社～杉安三納間の人力・馬力による簡易軌道として工事中です。

※ 大正14年に認可、工事着手して、昭和2年に運輸営業を開始しています。
(105694「雑書(土木)」)

○ 銀鏡軌道～二軒橋銀鏡間の人力・馬力による簡易軌道として施行認可申請中です。

※ 大正15年に認可され、昭和3年に工事着手し、昭和7年に運輸を開始しています。
(17926「鉄道軌道(銀鏡軌道)」)

○ 高鍋鉄道株式会社～高鍋木城間の蒸気鉄道は申請変更の手続き中です。

※ 大正15年に鉄道省から鉄道敷設免許状が下付され、昭和2年に工事施行認可が下りています。しかし、経済の不況により資金調達が難しくなり工事施行着手期限の延長を申請して昭和3年に着手しています。なお、昭和4年に会社名を「日向電気鉄道株式会社」に変更しています。(105488「土木関係特別調(鉄道軌道)」)

5 主幹産業である農業の状況は？

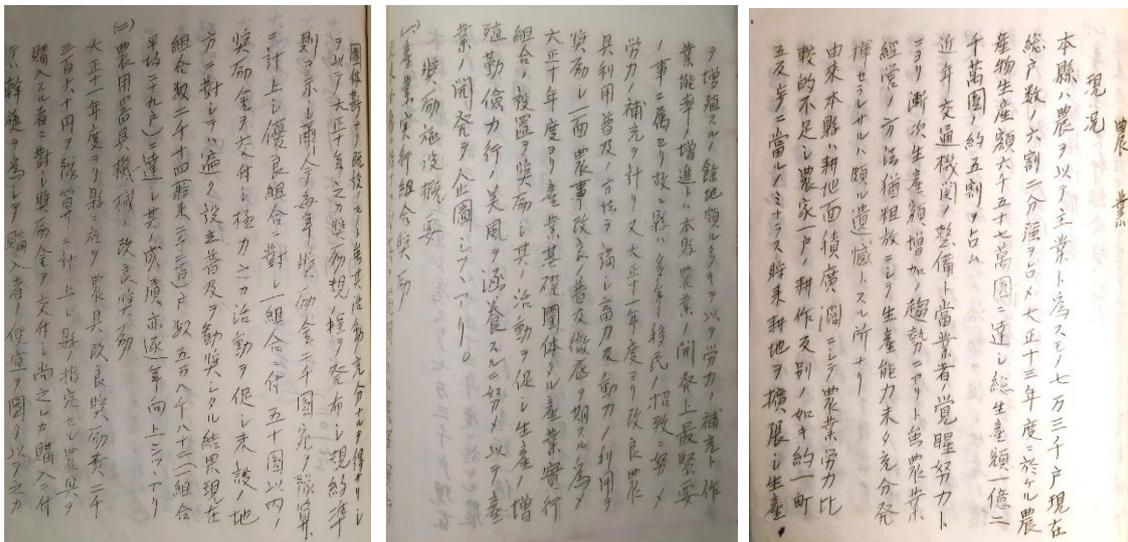
「農業(現況)」(農務課所管事務)

農業を主業とする戸数は総戸数の6割2分強を占め、農産物生産額は、総生産額の約5割を占めています。近年は、交通機関の整備と農業従事者の努力により、生産額が増加の傾向にあります。農業経営の方法は粗放であるため生産能力が十分発揮されていないことは遺憾とするところです。

そのため、労働力の補充を最重要課題として移住者の招致に努めています。また、大正10年度からは農事改良の普及徹底のために産業実行組合の設置を奨励して活動を促し生産力の向上に対する意識を高めています。さらに、農機具の改良や米の品種改良、病虫害駆除予防、肥料改良などについても奨励しています。

※ 主幹産業である農業については、このほかにも園芸や茶業、養蚕業、畜産業など幅広い観点から多くの引継ぎがされています。

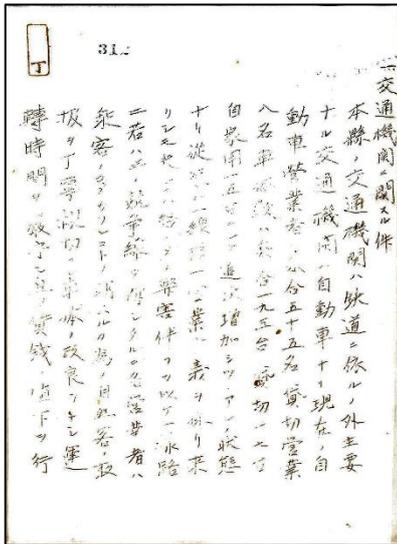
また、小作争議の経緯についても細かく記されています。



【写真6】農業(現況)

6 自動車の普及・利用状況は？

「交通機関ニ関スル件」(保安課所管事務)



本県の交通機関は、鉄道以外では自動車が主要な機関です。現在の自動車営業者は、乗合55名、貸切営業8名で車体数は乗合195台、貸切17台、自家用15台で増加傾向にあります。

従来は1線路1営業主義を採っていましたが、弊害を伴うため1線路に2～3の営業者を入れて競争させたところ、客への対応が丁寧親切になり車体の改良や運転時間の厳守、運賃の値下げを行うなどの改善が見られています。

また、運転免許の付与については、優良な者を得るようにし既に運転免許を持っている者に対しては適正を欠く者を除くよう努めた結果、次第に自動車による事故が減少しています。

さらに一般利用者の安全が期待できるよう注意取締りを励行しています。

【写真7】交通機関ニ関スル件

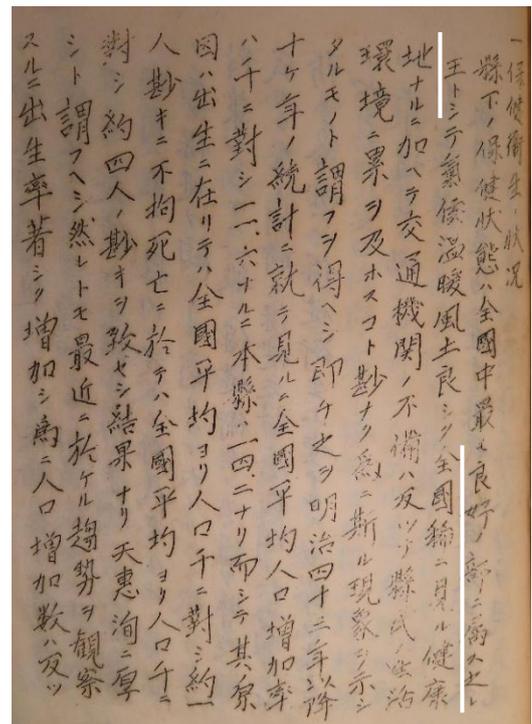
7 宮崎県は稀に見る健康地！

「保健衛生ノ状況」(衛生課所管事務)

県下の保健状態は、全国でも最も良好の部類に含まれ、気候温暖で風土も良く、全国でも稀に見る健康地です。

明治43年以降の10年間の統計を見ると本県の人口増加率は、全国平均を超えています。出生率は全国平均とほぼ同じですが、死亡率は、全国平均より少ないという結果からです。

しかしながら、最近の情勢を見てみると出生率は著しく増加している反面、死亡率は減少せず、かえて増加しています。これは、交通の発達と生活事情の急激な変化により他府県の人々との交流が盛んになったことにより病菌が県内に侵入しやすくなっていること、県民生活に大切な保健についての取組が十分でなかったことが大きいです。そのため県民に広く保健衛生の思想を普及させるとともに、保健医療機関の整備が急務です。



【写真8】保健衛生ノ状況

○ 上水道の状況について

飲料水の良否は県民の健康に大きく影響を与えます。しかし、本県の水質の状況は他府県に比べると良くなく、中でも宮崎市郡、南那珂郡は改善が急務です。

現在、県内で認可している上水道は、南那珂郡油津町、西臼杵郡高千穂町及び上野村組合簡易水道があるのみで、宮崎市、都城市のような市街地に水道施設がないことは遺憾であります。将来、この方面への助成が必要です。

○ 下水道の状況について

宮崎市、都城市をはじめとして、いずれの市街地も不完全な状況であり、随時改修をしているものの完璧にはほど遠い状況です。

○ 「風土病」について

本県には「日向熱」という特異な風土病があると言われていたますが、これは、直ちに診断が難しい場合の病名に過ぎず、「日向熱」という特異な疾病は見られません。

8 県民の娯楽といえば…

「諸興行取締ニ関スル件」(保安課所管事務)

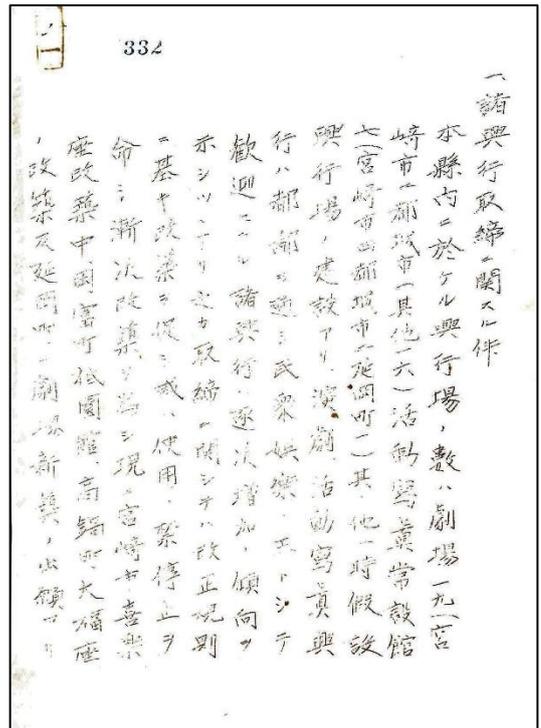
県内の興行場数は、劇場19(宮崎市2、都城市1、その他16)、活動写真常設館7(宮崎市4、都城市2、延岡町1)です。

演劇、活動写真興行は、民衆娯楽の王として歓迎されています。

諸興行は増加傾向にあるため、取締りに関しては、改正規則に基づき改築を促したり使用・禁停止を命じたりしています。

活動写真取締りにおいては、内務省令施行前作成のフィルムで内務省検閲を経ていないフィルムは、県の映写機で検閲・統一を図り、各興行に対しては公安風俗衛生上の見地から改善取締に努力しており、好ましい状況が見られます。

【写真9】 諸興行取締ニ関スル件



おわりに

今回は、「県務引継書」に記載されている内容から100年前の宮崎県の風景を垣間見ることにしました。

本センターには、主に明治初期以降の歴史資料文書が約7万冊保管されています。県の公文書や宮崎県史編纂の過程で収集した宮崎県に関わる様々な資料です。これらには、作成した人たちが過ごした時間があり、それは私たちが触れてこなかった過去の時間です。本センターでは、歴史をいつでも参照できるように保存・管理しています。

最後に、写真7と写真9は原文の文字が薄く、スキャナーによる読み取りをしているため全体が白くなっています。ご了承ください。

宮崎県文書センター 運営嘱託員 森山 欣一